

第 5 次古賀市総合計画 基本構想（案）パブリック・コメント実施結果

令和 3 年 9 月 日 経営戦略課

第 5 次古賀市総合計画 基本構想（案）に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、  
古賀市パブリック・コメント手続実施要綱（平成 2 0 年 3 月告示第 2 0 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の題名	第 5 次古賀市総合計画 基本構想（案）
(2) 政策等の案の公表日	令和 3 年 7 月 1 9 日（月）
(3) パブリック・コメント手続の実施期間	令和 3 年 7 月 1 9 日（月）～ 令和 3 年 8 月 1 7 日（火）
(4) 意見等提出者数	5 名
(5) 提出意見等件数	3 6 件
(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり

■提出意見等を考慮した結果及び理由

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
1	2 古賀市の状況【人口】（4ページ）	「昭和 22～26（1947～1951）年頃に生まれた団塊の世代と呼ばれる 70 歳代前半」との記載があるが、団塊の世代とは 1947 年～1949 年の 3 年間のベビーブーム時代に生まれた世代であるため、訂正された方が良いと思います。	4 ページ、「2 古賀市の状況【人口】」の一部を次のとおり修正します。 「昭和 22～24（1947～1949）年頃に生まれた団塊の世代」	団塊の世代については、1947 年～1949 年頃としている場合と 1947 年～1951 年頃としている場合がありますが、例えば、平成 20 年版厚生労働白書では、「団塊世代（1947（昭和 22）年～1949（昭和 24）年生まれ）」と記載されていることなどから、ご指摘を踏まえ修正します。
2	第 3 章 分野別の現状と課題（5 ページ～）	第 1 編序論の第 3 章「分野別の現状と課題」の表記は、特に各項目が長文の字面のため読みにくい。 長文の場合は項目ごとに符号(1)(2)等で表記すると読みやすくなると思われます。	ご意見として承ります。	第 3 章「分野別の現状と課題」の表記については、それぞれの分野を俯瞰して整理するため、細分化せずに記載しております。今後、冊子として製本などを行う際には、いただいたご意見等も参考にさせていただきながら、より読みやすい表記を検討します。
3	3 青少年・スポーツ・文化・芸術・社会教育（6 ページ）	①表題について、この内容であれば、「3. 社会教育」または「3. 社会教育・生涯学習」として、それぞれの個別領域を社会教育に含有させてスマートな題名にしてはどうでしょうか。本件は「構想」であり、個別の具体的な単語を並べるのではなく、「理念」的な表題になるべきではないかと思ひます。 ②前項に加えて、「3」の中から、「青少年」の表題と、その 2 段落目（青少年を取り巻く環境も～）についてをとりぞき、「1」の中に加えて「1. 子育てと青少年育成」という構成にしてはどうでしょうか。そもそも「青少年」という「特定の対象・属性」は政策分野とは言わず、分野別と言うからには【青少年育成】という分野名を丁寧に使っていただきたいです。	5 ページ、「3 青少年・スポーツ・文化・芸術・社会教育」を次のとおり修正します。 「3 青少年育成・スポーツ・文化・芸術・社会教育」	「青少年」については、分野名としては適当でないと判断し、ご指摘を踏まえ修正します。

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
4	3 青少年・スポーツ・文化・芸術・社会教育 (6 ページ)	<p>「歴史資料館で行う講演会や企画展への若年層の参加は少なく、特にその世代の文化財への関心が低いことがうかがえます。」とありますが、果たしてそうでしょうか。講演会や企画展のプロモーションが若年層に響いていないだけではないでしょうか。発掘と、シニア世代に響く講演会や企画展に比重が偏っており、アウトリーチや広報戦略・シティプロモーションの取り組みが足りていないように思います。</p> <p>学校教育における総合学習などで、古賀市のかなりの子どもたちが文化財と郷土の歴史には関心があるものと考えています。これには、歴史資料館の収蔵の努力と、学校教員等への普及啓発などの取り組みが実を結んでいるものと思います。直近では、「船原ちゃんねる」などの Web/SNS を用いたアウトリーチ活動にもチャレンジしている努力が見受けられます。</p> <p>この文章の記述においては、経営戦略課において、歴史資料館を会場にした講演会や企画展の参加人数だけを見て評価した結果だと思いますが、歴史資料館を所管されている文化課や、学校教員の皆さんの努力と、現実の古賀市の子どもたちの郷土への関心について、もう少し検証していただき、より良い文章にさせていただきませんか。具体的には、さらなるアウトリーチ活動の充実、シティセールスとの連動、歴史資料館を訪問したくなる動機づけ、学校に整備された GIGA スクール環境の活用、歴史資料館における講演会や企画展のオンライン配信など、文化財の保全と活用について若年層に伝わる形でのシビックプライドの醸成を視野に、これまでの努力とこれからの課題について、若年層を犯人にしない丁寧な記述を検討していただきたいです。</p>	<p>6 ページ、「3 青少年・スポーツ・文化・芸術・社会教育」の一部を次のとおり修正します。</p> <p>「歴史資料館で行う講演会や企画展への 20 代から 40 代の若い世代の参加は少なく、特にその世代の文化財への関心が低いことがうかがえます。」</p>	<p>「若年層」については、20 代から 40 代の若い世代を指すものとして記載しておりましたが、具体的な年代がわかるよう修正します。</p> <p>なお、「まちづくりに関する市民アンケート」においては、「市の施策で重要だと思うこと」という問いに対して、20 代～40 代で「ふるさと古賀の歴史・遺産に親しむ機会が充実している」が最下位となっており、古賀の歴史・遺産への関心が低いと考えられます。</p> <p>講演会や企画展のプロモーションが若年層に響いていないだけではないかのご指摘については、今後の取組の中で若い世代へのアウトリーチや広報、シティプロモーションにも取り組んでまいります。</p>

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
5	第4章 市の重要政策課題 (15 ページ)	<p>第1編序論の「第4章 市の重要政策課題」の表題を「第5次総合計画政策課題」にしてはどうか。 (理由)</p> <p>第1編序論の第1章から第3章までは、今まで（第4次総合計画）の検証を行って、「第4章 市の重要政策課題」では、検証結果を踏まえて今後の対応を提案されているという文章構成であると理解しています。そして、第2編は、それに基づいた第5次総合計画の具体的な構想と政策・施策が記載されています。したがって、第1編序論の「第4章 市の重要政策課題」の表題は、第4次総合計画の検証を行って浮かび上がった課題であるとすれば、ずばりこの序論で「第5次総合計画政策課題」として提起すれば、第2編はその具体的な構想と政策・施策への繋がりとであると連想して読みますから、理解が容易になるのではないのでしょうか。</p>	原案のとおりとします。	序論の第3章、第4章ともに市の政策課題について整理したのですが、第3章においては、「分野別の現状と課題」を整理しており、第4章においては、すべての分野に共通し、大きく影響を与えられと考えられる課題を「市の重要政策課題」として整理しております。
6	都市イメージ (18 ページ)	<p>都市イメージの標語は、毎月の広報誌の表紙に載せる等して市民へのイメージの浸透と持続を図る工夫はどうか。</p> <p>市民は10年間のイメージは殆ど記憶から消えています。現行のイメージすら飛んでしまっています。</p>	ご意見として承ります。	<p>いただいたご意見等を参考にさせていただきながら都市イメージの浸透を図ってまいります。</p> <p>なお、第4次古賀市総合振興計画の都市イメージについては、市で使用する封筒に印字し、周知を図っております。</p>
7	都市イメージ (18 ページ)	<p>一番大事な都市イメージの「ひと育つこが育つ」の少し分かりにくい感じがします。</p> <p>すべての人を中心にしたイメージを作るのは大賛成ですが、説明の「産業」を支えるための人を育てるというイメージが連想されます。それも大事ですが、人と自然の調和をめざし、産業を支えるイメージが大事ではないのでしょうか。例えば今の標語を取り入れながら「ひと・自然を育みこが育つ」</p>	原案のとおりとします。	<p>都市イメージの「ひと育つこが育つ」は、4つの基本目標の実現により達成される将来像を表しており、基本目標に共通する「ひと」と「まち」が未来に向かって育ち続けるイメージとして設定しております。</p> <p>なお、自然との調和については、基本目標「都市基盤と環境が調和しすべての人が快適で安心して暮らせるまち」に含んでおります。</p>

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
8	基本目標 基本構想の推進 のための指針 (19 ページ)	<p>第2編基本構想の「基本目標」4つと「基本構想の推進のための指針」1つ(P19)が記述されていますが、この関係がどのように違うのか理解できません。</p> <p>「基本構想の推進のための指針」は、記載のとおり基本構想を具体化する「施策の大綱」の指針となるものと思われます。むしろ「第2章まちづくりの方向性」の中に「1 基本指標」「2 土地利用構想」と同じ括りとして、その指針として「3 基本構想の推進のための指針」として記載すべきではないでしょうか。</p>	原案のとおりとします。	「基本構想の推進のための指針」は、4つの「基本目標」の実現に向けて取り組む政策・施策を総合的に推進するために取り組むべき分野横断的な政策・施策を取りまとめたものですので、基本目標ごとの政策・施策の後に位置づけております。
9	2 土地利用構想 (21 ページ)	第2章2 土地利用構想からは、様々な意味で古賀市内の地域格差を加速させる結果にならないか危惧するところです。	ご意見として承ります。	市街化区域においてコンパクトで利便性の高い市街地の形成を図る一方、市街化調整区域では既存集落の維持と活性化のため、適度な人口を受け入れることができるよう、住民や地権者の理解を得ながら、県条例に基づき、指定する区域内における建築規制を緩和するなど、それぞれの地域の課題に応じた適切な土地利用を進め、市全体として持続可能なまちの形成を図ってまいります。

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
10	1 政策体系図 (22～23 ページ)	<p>本件は「基本構想」なので、「基本構想に基づく政策体系」として、こうした抽象的な表現を用いていただくべきとも考えますが、総合計画としても機能させるならば、「政策体系別の個別計画との関連性」を示すページを追加するべきではないでしょうか。</p> <p>具体的には、令和3年度において存在する個別計画を列挙し、同様な樹形図で示すバージョンのページ構成を行うことになろうかと思えます。アクションプランを策定・実施・検証するにあたり、個別具体計画との関連付けが必要と思えます。（地域福祉計画・生涯学習基本計画などの個別具体的な計画のことを指します。）</p> <p>また、個別具体計画の進捗とその検証をもって、アクションプランのローリングとみなし、関係各課の負担軽減と、実現可能な「まちづくり」の実働エネルギーの確保（集中投下）を行ってはいかががでしょうか。アクションプランを毎年度策定し検証することは、古賀市の限られた市職員のエネルギーをもってしても足りないと思えます。アクションプランを毎年度作ってローリングすることではなく、数年ごとの計画・戦略の丁寧な見直しでよいのではないのでしょうか。</p>	原案のとおりとします。	<p>総合計画と各個別計画との関係性については、基本構想の概要版等を作成する際に記載することを検討します。</p> <p>アクションプランについては、その時々 の現状や課題を再整理しながら、基本構想に位置付けられた将来の都市イメージを実現するために必要となる具体的な施策・事務事業を示すことを目的として、毎年度、ローリング方式による見直しを実施することとしており、これによって、社会経済情勢の変化にも対応できる、実効性・弾力性・即応性を備えた計画となるものと考えております。</p> <p>なお、アクションプランのローリング作業については、行政評価や予算編成、決算資料の作成等と連動させることで、関係各課の事務負担の軽減を図ることとしております。</p>

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
11	1 政策体系図 (22～23 ページ)	<p>本件は「基本構想」なので、記載しなくてもいいかもしれませんが、もしも「総合（振興）計画」としても位置づけるのであれば、「第2期古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」との整合性についても記載をお願いします。</p> <p>また、おそらくは「第3期」も策定されるのではないかと思いますので、その際に集中的に「基本構想」に基づく「総合（振興）計画」の見直しをされればよいとおもいますので、アクションプランを2年や3年単位として、ローリングのペースを下げてはどうでしょうか。</p> <p>あわせて、個別計画群のうち、2023年度に期末を迎える計画がかなりたくさん存在するようです。新型コロナウイルス感染症の蔓延の中で、個別計画の改定に向けて取り組まれている各課のご負担を下げるためにも、アクションプランの2～3年期化を検討していただきたいです。（※思い切ってアクションプランを作らないというのでもいいのではないのでしょうか。その代りに、基本構想や個別計画を毎年しっかり市民と「検証」「進捗確認」を行えばいいと思います。）</p>	原案のとおりとします。	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）と総合計画との関係性については、総合戦略に記載しております。</p> <p>総合戦略は、人口減少問題の克服と地域成長力の確保に特化した分野を抽出し、関連する政策・施策を踏まえた上で、まち・ひと・しごとの好循環をつくりながら、持続可能な都市の形成をめざすための経営戦略として策定しており、総合計画との関係性については、第5次古賀市総合計画においても変わりません。</p> <p>アクションプランについては、その時々 の現状や課題を再整理しながら、基本構想に位置付けられた将来の都市イメージを実現するために必要となる具体的な施策・事務事業を示すことを目的として、毎年度、ローリング方式による見直しを実施することとしており、これによって、社会経済情勢の変化にも対応できる、実効性・弾力性・即応性を備えた計画となるものと考えております。</p>

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
12	政策 1-3 つながりを深める学ぶ機会の充実 (26 ページ)	<p>下記のような文章の書き換えを提案したい。ご検討いただけましたら幸いです。</p> <p>一人ひとりの人生を豊かにするため、ライフステージでの課題に応じて、自発的な学びを深め広げる生涯学習を推進します。そのために、生涯学習と市民活動の中核的な施設である「リーパスプラザこが」の施設面の改良や運用面の改善を図るとともに、市民生活のすぐそばに学びあいの場を設ける地域公民館活動の支援や、学校施設の活用などを通じ、学びの成果を地域課題の解決につなげる社会教育活動を活発化させます。</p> <p>これらの環境整備と、家庭課題の解決や仲間づくりに関する学びの機会の創出をもとに、市民が相互に学び合うことによって孤独・孤立を防ぎ、お互いに支え合う自立した地域への成長を促す「学びの循環」を創造します。</p> <p>(理由)</p> <p>①リーパスプラザこがだけを改良・改善しても、「市民生活のそばに文化芸術が息づく環境づくり」は実現できない。学校に整備された GIGA スクール環境を地域学校協働活動として社会教育団体・市民活動団体が利用できるようなるとか、子育て世代や青少年たちが地域の公民館を今よりも利用しやすくなるとか、そういう視点での「社会教育の地域展開」「存在する空間の有効利用」がさらに加速されるべきだと思う。</p> <p>②文化芸術だけが登場しているが、それは「3」の中で謳われるべきであり、「6」で取り上げるからにはスポーツや市民活動支援センターの機能充実も謳わなければ不公平である。よって、文化芸術にはこの際「6」からは離れていただき、社会教育・生涯学習そして市民活動を軸とした「あらゆる生涯学習・社会教育の施設の整備（学校の複合化を含む）」を意識する表現にする必要があるのではないかと思う。</p> <p>③学校施設の活用については、「舞の里小学校の美術館」「東中学校の NPO 法人事務所化」「学校図書館の地域開放」「学校体育館の地域開放」などを指します。</p>	原案のとおりとします。	<p>6 ページ、「3 青少年・スポーツ・文化・芸術・社会教育」の現状と課題に記載しているとおり、市民の文化芸術活動を促進するためには、新たな動向を踏まえた文化芸術に触れる機会や施設の充実が必要であると認識しており、生涯学習の拠点でもあり、社会教育施設であるリーパスプラザこがの施設面の改良や運用面の改善は文化芸術が息づく環境づくりにつながるものと考えております。</p> <p>また、社会教育の地域展開や存在する空間の有効利用については、地域公民館活動の支援や社会教育活動の活発化に取り組む中で実践していきたいと考えております。</p>



番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
13	政策 2-3 障がい者福祉の推進 (30 ページ)	<p>リモートワークと在宅勤務の普及により、身体の障がいを持つ方を中心に、在宅でも働けるようになったり、自宅で個人事業主等として事業活動を行ったりする事例が散見されるようになってきた。当事者とそのご家族が自立を目的に家族単位で家業的に創業・起業を行うケースもあり、これまでの「就労支援」「障がい者雇用」の概念とは違う、「当事者とその支援者の創業・起業」に対する支援の視点も必要なのではないかと。</p> <p>また、東京など大都市圏に立地する、法定雇用率未達成企業に対し、障がい者福祉が比較的充実している自治体である古賀市の PR を行い、当事者が働きやすい環境としてのシティセールスを行い、雇用を実現できる地域としての誘致促進に取り組んではどうか。</p>	原案のとおりとします。	<p>障がいのあるなしに関わらず、多様性を認め合い、安心して働くことのできる環境づくりは、必要なことと考えております。</p> <p>ご意見いただいた起業・創業へのチャレンジの支援や、企業の誘致、新たな雇用の創出については、32 ページ、「政策 3-1 商工業・観光の活性化」に記載している方向性で施策を進め、魅力的なまちとなるよう取り組んでまいります。</p>

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
14	<p>政策 3-2 農林業の振興 (33 ページ)</p>	<p>古賀市オフィシャルページに、データブックが掲載されるようになり、古賀市の情勢が一覧できることは、結構なことと歓迎しています。</p> <p>1. 掲載要請 結論から先に述べます。古賀市の人工林間伐関連をデータブックに掲載することを要請します。まず、個人による「間伐実績」および、別建てで、森林環境税による「荒廃森林再生事業」間伐実績を年度単位でデータブックに掲載いただくことを要望いたします。様々な問題点が想定されます、例えば個人所有地の区域不明、面積不明、樹齢不明、等々あるかと思いますが、可能な範囲で近似値をもつての搭載もやむを得ません。公簿に掲載される範囲の記録で良いかと思えます。</p> <p>2. 荒廃森林再生事業 当事業は、古賀市において、それ以前の切捨間伐から、2018 年度以降、保安林を対象に、利用間伐？（県は切捨間伐扱い）として、個人の負担なく、荒廃森林再生事業を導入しました。事業の詳細は福岡県の「荒廃森林再生事業の内容等」にあります。当事業の特徴としては、強度間伐で「強度間伐とは、公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐のことです。」であり、間接的には、私的には、広葉樹導入による防災意識が背景にあると見ています。実態として、木材の利用率は 20%程度で残りはチップパルプ等と聞いています。木材としての利用は、様々あってのことでしょうが「県産材」とするのではなく、地場産業体制を再構築して地元で育んだ「古賀産材」としたい。</p> <p>3. データブック掲載効果など 昨今、河川の氾濫、山林崩壊が頻発多発傾向にあります。掲載することで、市民の防災にも関わる森林への関心を高め、森林整備による安心感への寄与が期待できます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	<p>1. 掲載要請 間伐実績の公表にあたっては、個人情報保護の観点も踏まえながら検討します。</p> <p>2. 荒廃森林再生事業 ご意見いただいた事業は、平成 30 年以降に実施している荒廃森林整備事業のことと思われるので、その事業について回答します。 当事業は、切捨間伐だけでなく、要件を満たせば搬出間伐を行うことができます。 間伐の主たる目的は、木材の利用ではなく、森林の整備であるため、伐採する木は不良木を優先していること、搬出を伴う間伐を継続的に実施することは困難であることから、当事業を通じて地場産業体制を整えることは難しいと考えております。</p> <p>3. データブック掲載効果など データブックに掲載できる指標を検討するほか、森林の公益的機能の周知を検討します。</p>

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
15	政策 4-1 良好な都市環境の形成 (34 ページ)	<p>近年、降雨に伴う山地災害が多発傾向が発生しています。熱海の土石流災害は事前対策の欠落が重大事故の原因になっているようです。古賀市の地場産業である採石事業の谷山の採石場は問題はないのか、検討の必要性はないのかを懸念しています。</p> <p>計画案の「都市環境と自然環境が調和した土地利用」、「適切な規制」に関連すると見えています。</p> <p>詳細な現状把握のない一市民の立場ですが、谷山採石場は、熱海の土砂の放置と違い、岩場の採石場であり、即比較するものではありません。しかし、年々、採石場が拡張される傾向が見られ、自然環境上の制限や規制はあるのか。その現場の廃土、廃石の災害防止措置は適正か、採石方法は階段状に掘削することになっていると思いますが、適正にされているのか。採石終了後の法面安定、緑化（一見緑化は見られないように見えます）は適正に措置されているのか。すでにチェック済みかもしれませんが、第5次古賀市総合計画基本構想上で、県との調整も含め、再検討は必要かと見えています。</p>	ご意見として承ります。	<p>採石場については、採石法に基づく県知事許可であり、技術的な事項については、採石技術指導基準書に基づいております。採掘については、小段を設けるとともに、岩質に応じて安全を保持し得る傾斜を確保すること、採掘完了後に法面や小段の緑化を行うこととなっております。</p> <p>自然環境面では、福岡県環境保全に関する条例に基づき、事業実施に当たって自然環境への負荷を回避・低減するとともに、排水についても、沈砂池等を設置し、施設管理を継続的に行い、公共水域への碎石等の流入を防ぐこととなっております。</p> <p>また、採石法の許可に合わせて、森林法に基づく林地開発の許可を県知事が行っておりますが、その中でも安全を確保し得る傾斜の確保や採石終了後の法面の緑化を行うこととなっております。</p>
16	政策 4-1 良好な都市環境の形成 (34 ページ)	<p>「計画的な水道施設の更新を行います。」</p> <p>私が1988年現住所（小竹）に住宅を購入する際、住宅販売事業者から「少なくとも20年以内には上水道は整備されます」と説明されました。又、2010～2015年?の自治体の説明では「地域の7割以上が上水道利用の確約が無ければ、本管敷設は出来ない」と説明された事を記憶しています。上水道利用を希望する住民は毎年要望書を提出しなければならないのでしょうか「計画的…」と示されるので有れば、地域別の本管敷設開始年度と終了予定年度をお知らせ下さい。</p>	ご意見として承ります。	<p>本市の水道は別図（P21）の概要で整備を進めてきました。小竹区についても地元協議のうえ平成9年から平成17年まで水道管の埋設をしたものの、その加入率が50%程度にとどまり採算が取れず中断した状態です。これまでも行政区長から整備拡張の相談があり、その都度多くの加入が見込めるようであれば埋設の再開を検討する旨を回答し、引き続き行政区内での調整をお願いしているところです。</p>

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
17	政策 4-2 持続可能な公共交通の実現 (35 ページ)	「自らの運転に頼らず…AI や ICT を活用した公共交通ネットワーク…」 勝手な私感で甚だ失礼と思いますが、10 年以内の実現化は困難ではないでしょうか。方向性は維持しながら実現可能な、つなぎ的対策は無いのでしょうか。	ご意見として承ります。	AI や ICT を活用した公共交通として、例えば、AI オンデマンドバスなど、すでに実用化され、福岡県内において運行されているものもあります。本市においても将来を担う公共交通として、令和 4 年度中の実証運行に向けて検討を行っております。
18	政策 4-2 持続可能な公共交通の実現 (35 ページ)	「公共交通について話し合う地域場づくりを推進」以外の文言は、あまりにも第三者的・行政指導的な文面になっている様に思います。 「公共交通を利用する習慣の定着化に向けた啓発を強化します。」と有ります。では現在、市役所職員・関連職員の何割が通勤に公共交通を利用し、どの程度まで割合を上げる予定ですか。又、推進・指導的立場に有る人物は、その対象が自身であると共に自分の家族も含む事を自覚しないといけないのではないのでしょうか。 「当事者意識を…貢献できるよう」と有ります。まるで問題の多くは利用者に有り、「公共交通を必要とする者は、必要以上に利用する様に」と指導されている様にも思われます。公共交通の運営側には、改善の余地は無いのでしょうか。公共交通の利用は利便性（運賃も含む）を抜きにしては語れないと思います。 現在の公共交通システムを総括的に見直す事は出来ないのでしょうか。公共交通の整備は単に移動方法を確立するだけでなく、通学・買い物難民・高齢者自動車運転による交通事故予防等福祉的立場も多く含んでいるのではないのでしょうか。 余談では有りますが、私の姉は東区美和台に住んでいます。自動車運転免許を持たない姉は新宮町コミュニティバスを使用し、新宮町の病院・商業施設等を利用、又、バスハイクを模し、高齢の母親と二人余暇を過ごす事も多かったそうです。これは、新宮町コミュニティバスが地域外の貴女にとっても、利便性が高く活用価値を見いだしたからではないのでしょうか。	ご意見として承ります。	公共交通については、利用者自身が当事者意識を持って積極的に利用することにより、公共交通サービスの向上、さらなる利用促進の加速という好循環を生み出すことが必要であるとの認識から、公共交通を利用する習慣の定着化に向けた啓発強化に取り組むこととしております。 なお、公共交通の運営側における改善については、「1 持続可能な公共交通ネットワークの確立」において取り組んでいくこととしております。

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
19	政策 4-4 環境の 保全と継承 (37 ページ)	<p>その地域に生活する住民にとって一番の関心事・問題点だと思います。しかしながら、モラル・マナーは個人の感性・自覚に有り、地域との関わり方や、個々の価値感、家庭環境にも大きく左右される問題だと思います。</p> <p>なにをもって「快適な生活環境」と言えるのか正直私には解りません。個人の主義や権利を犯すことなく、自治体がどのような方法で公平性を保ち、積極的かつ具体的な関わりや指導をして戴けるのか、注視させて戴きたいと思います。</p> <p>少なくとも、地域の自治会に問題解決を指示・要請に留める事の無い様、お願いいたします。</p>	ご意見として承ります。	今後とも、地域の自治会だけに問題解決を委ねることがないように、市民、地域、行政が一体となって、様々な問題の解決に向けて取り組んでまいります。
20	政策 4-4 環境の 保全と継承 (37 ページ)	<p>これらの取り組みを推進する一役として「環境市民会議」があり、一定の効果を挙げておられるが、任意団体である「環境市民会議」への活動を委託事業として行うのではなく、「環境市民会議」については会議体とみなし、その委託事業については事務局業務と活動経費分配業務として設計しなおし、かつ、委託事業の受託団体を毎年公募する構図にしてはどうか。</p> <p>一定の効果と成果を挙げておられるのは認識しているが、特定の団体群のみが活動しているとともに、定年退職をされた方々が中心となっていて、次世代の担い手が育ってきていない。世代間のつながりと、公的な活動を行う担い手の育成を作るために、委託事業の設計の見直しが必要なのではないか。</p>	ご意見として承ります。	<p>いただいたご意見も参考にさせていただきながら、今後とも、人と自然が共生し、持続的に発展することができる「環のまち」の実現をめざしてまいります。</p> <p>また、ご指摘のとおり、環境保全に取り組んでいる団体等の高齢化や担い手不足は課題であると認識しております。</p> <p>環境市民会議の活動のみならず、様々な機会をとらえ、事業内容を精査しながら、次世代の担い手が参加しやすく、環境を守り続ける活動の担い手の育成につながるように工夫を凝らした事業展開に努めてまいります。</p>

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
21	政策 5-1 基本構想の推進 (39~40 ページ)	「古賀市基本構想審議会」「古賀市まちづくり基本条例検証委員会」「古賀市公共施設マネジメント審議会」など、検証を行うべき附属機関は、毎年度、確実に開催していただき、市民参画による検証機会を設けていただきたい。策定しか関与しないのであれば「市民参画」とは言わず、「市民参加」である。6 ページにうたった「市民参画」を前提とする基本構想であっていただきたい。	ご意見として承ります。	<p>総合計画をはじめとする各種計画の検証については、市民参画による検証機会の確保に努めながら、計画の内容、計画期間等を考慮し、時期や頻度を含め、必要に応じ実施してまいります。</p> <p>なお、古賀市まちづくり基本条例において、「市民参画」とは、「行政が実施するまちづくりにおいて、事業の企画、実施又は評価等について、市民等が自主的に意見を述べ、又は提案を行う等直接関与することをいう。」とされており、企画、実施、評価のそれぞれの段階において、市民参画の機会を確保するための環境整備に取り組むこととしております。</p>
22	政策 5-1 基本構想の推進 (39~40 ページ)	「古賀市地域福祉計画」について、その進捗状況と検証を行う審議会が存在していないように受け止めている。市民から信頼される地域福祉の推進のために、この計画を所掌する審議会を設置しておいていただきたい。	ご意見として承ります。	<p>古賀市地域福祉計画の進捗状況の確認と検証については、古賀市社会福祉協議会等の関係機関と連携して行っております。</p> <p>審議会の設置については、ご意見として承り、今後の参考にさせていただきます。</p>
23	政策 5-1 基本構想の推進 (39~40 ページ)	「地域おこし協力隊」の制度が古賀市においても導入が予定されているが、3年の任期終了後に古賀市に定着してもらえるような、在職中からの起業支援をお願いしたい。いわゆる「使い捨て」の事例として悪評が出ないように、国の支援を得てせっかく古賀市に来ていただいた方々には、任期満了後あるいは任期中での離脱後も、古賀市で学んだことを活かしてステップアップしていただきたいし、そのためにサポートを惜しみなくしてくださる古賀市役所であっていただきたい。	ご意見として承ります。	<p>本年度から最長3年間「地域おこし協力隊制度」を活用し、中心市街地の活性化と観光の活性化に取り組んでおります。協力隊隊員の方には、任期満了後も引き続き本市に定住し、起業または就業していただくことを期待しており、そのための支援等は十分に行っていくこととしております。</p>

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
24	政策 5-1 基本構想の推進 (39～40 ページ)	「地域おこし協力隊」の次に、「地域プロジェクトマネージャー」の導入が選択肢として考えられると思います。また、「地域おこし協力隊」の福祉や農業、文化などのさらなる領域への拡充もあると思います。その他、企業からの在籍出向など、多くの方に古賀市の魅力を知っていただけるような取り組みと、既存の終身雇用型の公務員の方々だけではできない取り組みの拡充を期待しています。と同時に、プロパー職員でなければできない事柄に、専念できる環境づくりもお願いします。	ご意見として承ります。	少子高齢化の進行による人口減少社会に突入している中、地域を活性化し、持続可能なまちを創り上げていくことが求められております。その成果をより上げるためには、市職員の資質向上が必要であり、人材育成に取り組むとともに組織力を強化してまいります。また、地域プロジェクトマネージャーをはじめとした外部人材の登用や専門的ノウハウをもった企業への委託などについても検討し、地域の活性化推進に向けて取り組んでまいります。
25	政策 5-1 基本構想の推進 (39～40 ページ)	ふるさと納税の仕組みを活用した「ガバメント型クラウドファンディング」について、特定の団体と、特定の領域だけで活用するのではなく、自治会やNPO、企業などから公募する、透明性のある事業化をお願いしたい。 事例として <a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/kikaku/29843.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/kikaku/29843.html</a> を挙げます。	ご意見として承ります。	ご意見等を参考にさせていただきながら、活用について検討します。
26	—	第1編序論については全く異議の有るものではありませんが、第2編基本構想については、施策と方向性におおいに期待する一方、その実行性に疑問を持たざるをえません。施策としての実現可能な具体性に乏しく、方向性への説明・目標・願望の様にも思われます。	ご意見として承ります。	基本構想に定める各施策については、毎年度ローリング方式で見直すアクションプランにおいて、具体的な施策・事務事業を示すこととしており、実効性を担保してまいります。

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
27	—	基本構想（案）に対しては、区民に相当部分を負担しているものであり、負担する以上古賀市役所職員はもとより、県、国などの公務員経験者が率先しないと、全くの素人の市民に役割分担をさせるのは無理があると思います。	ご意見として承ります。	基本構想は、市がめざすべきまちの将来像や基本的な政策の目的を明らかにし、広く市民と共有してまちづくりを進めるため策定するものです。 まちづくりへの市民の参画を促すことによって、まちづくりの主体としての自覚や自分の住んでいる地域に対する愛着が生まれ、地域の課題を再認識し、主体的に課題解決する行動を促すきっかけにもなり、これまで以上に、自分たちの地域を住みよいまちに発展させることができると考えております。
28	—	新型コロナウイルス感染症の蔓延の中で、審議会の実施（オンラインを含む）や、ソーシャルディスタンスの中での校区别説明会など、相当な英知と努力が重ねられての「基本構想」と受け止めております。製本等の段階においては、審議会開催の風景（特にオンラインで実施したもの）や、説明会などでの市民参画のプロセスなどについても、ぜひ書き記し、写真も挿入し、後世に残していただけたらと思います。第4次総合振興計画の冊子のようなイメージを考えています。	ご意見として承ります。	冊子として製本等を行う際には、いただいたご意見等も参考にさせていただきます。



番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
29	—	基本構想策定のための審議会の委員や、アイデア出しのワークショップなどでは、「古賀市在住の大学生や若手社会人（独身層・未婚者など）」の声が十分に拾えていなかったのではないかと推測で恐縮ですが、子育て世代向けワークショップや、連携協定のある大学に通う学生のワークショップ、それに小中学生向けのアンケートなどは散見されているが、「委員の中に、古賀市在住の若手を入れること」「地元の若者向けワークショップ」などがもし不足している傾向があるならば、検証や今後の行政計画策定の際には、若者代表の声・若者世代からの声を拾っていただき、古賀の若年層が古賀を選び続けてもらうための努力を行政にお願いしたい。	ご意見として承ります。	古賀市基本構想審議会の委員 28 人のうち 10 人が公募市民であり、公募市民の年齢構成（委嘱日現在）は、20 代 2 人、30 代 1 人、40 代 2 人、50 代 3 人、60 代 2 人となっており、公募市民に占める若年層の割合は一定程度確保できたものと考えております。 なお、検証や今後の行政計画策定の際にも、可能な限り若年層の意見を聴取し、反映することができるよう努めてまいります。
30	—	基本構想策定のための基礎資料として、事業者や市民にアンケートを行われていたのですが、自由記述を中心に、その「調査報告書」のようなものが参照したいです。 <a href="https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kikaku/masterplan/shimin/">https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/kikaku/masterplan/shimin/</a> へ掲載していただけませんか。 また、未来志向のある自由記述欄など、一部の声は基本構想の冊子などにも掲載していただきたいです。	ご意見として承ります。	第 5 次古賀市総合計画の策定に係る市民や事業者、団体に対するアンケート調査結果のホームページへの掲載については、その方法等を含め検討します。 また、冊子として製本等を行う際の掲載方法等については、いただいたご意見等も参考にさせていただきます。
31	—	第 5 次をみたあと、4 次、3 次と調べました。 過去の基本構想に対してのその結果がどうなったのかわかりません。 計画に対しては実績を併記しないと判断できないと思います。	ご意見として承ります。	基本構想（案）の策定に当たっては、第 4 次古賀市総合振興計画における施策ごとの現状や課題を再整理し、その課題解決に必要な施策の立案を行っております。 なお、第 4 次古賀市総合振興計画の実績については、令和 3 年度が計画の最終年度であることから、令和 4 年度の上半期に取りまとめを行う予定としております。

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
32	—	基本構想については完成後、市の正規職員に伝達し、誰でも内容について市民が聞いた場合、答えられるようにすべきだと思います。（正規職員はプロ・会計年度任用職員とは待遇が全く違う）	ご意見として承ります。	古賀市基本構想の策定に関する条例第2条第2項に「市は、基本構想に即して行政の運営を図るようにしなければならない。」と規定しているとおり、市職員は、基本構想の内容をよく理解し、業務に従事すべきであると考えており、ご指摘のとおり、市職員に対する周知を徹底してまいります。
33	—	表記について、特に慣用的に一般化している外国語、専門用語を除き、それ以外の外国語、専門用語等には一定の注釈とか平易なことばで表記するなどして総合計画を読む市民の目線での記述が必要です。 例えば、「society5.0」、「IoT」、「ICT」「都市のスポンジ化」、「ジェンダー」、「インクルーシブ社会」、「ユニバーサルデザイン」、「シティプロモーション」等	ご意見として承ります。	基本構想において使用している専門用語等については、冊子として製本等を行う際に注釈をつける予定としております。

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
34	—	<p>基本構想の内容と方向性については、立派なものが出来上がっていると思います。新型コロナウイルス感染症の蔓延が広がり続ける中で、しっかりと意見聴取や議論、アンケート調査などをしてくださり、市役所の職員の皆様に感謝申し上げたいと思います。</p> <p>しかしながら、そもそも現在の古賀市において、「第5次総合（振興）計画」を策定する法律的・条例的な根拠は備わっているのでしょうか。</p> <p>国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられるようになりました。</p> <p>これを受けて古賀市において「古賀市基本構想の策定に関する条例」「古賀市基本構想審議会条例」が制定されておりますが、「総合振興計画の策定ができる根拠となる条例」を制定しなければ、総合（振興）計画を策定することができず、それを前提とした基本構想を作ることができないのではないのでしょうか。</p> <p>長期にわたる計画的な行政の施策が展開されるべきであり、また「第5次総合（振興）計画」は策定するべきであるという前提に立って、「根拠となる条例に基づかない総合（振興）計画を拙速に作るべきではない」「今回はあくまでも（総合振興計画を前提とする）基本構想である」というように整理して、いったん基本構想を固めて市議会で議決をいただき、あわせて「総合振興計画条例」「古賀市総合振興計画審議会条例」を策定し、あらためて「新たな総合計画」を策定するべきではないかと考えますが、市のお考えをお聞かせください。</p> <p>なお、長崎市は、令和3年3月に「基本構想」を策定したうえで、あらためて令和3年度に「総合計画」の策定を行うタイムスケジュールをとっています。</p>	ご意見として承ります。	<p>総合計画については、根拠となる条例を制定しなければ、策定することができないというのではないと考えております。</p> <p>第5次古賀市総合計画は、基本構想とアクションプランとで構成することとしております。</p> <p>基本構想については、ご指摘のとおり、古賀市基本構想の策定に関する条例に基づき、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため策定するものであり、基本構想に位置付けられた将来の都市イメージを実現するために実施する具体的な施策・事務事業を示すものがアクションプランとなります。</p>

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
35	—	議会の常任委員会も議会中継の対象にしていただきたい。行政の監視機構たる議会と、市民を近づけ、二元代表制をとる地方自治体としての信頼性の確保について、議会費の予算化などの観点から、さらに推進をお願いします。	ご意見として承ります。	ご意見は議会へ申し伝えます。
36	—	住居周りの側溝（溝幅 40cm 以下）・市道脇の側溝（溝幅 50cm 前後）・溝幅 1m 以上の溝や水路、又、管理不良状態にある私有地に挟まれた溝・水路の保全・管理の責任義務は何処に有るのでしょうか。	—	<p>住宅の敷地内であれば地権者、市道の側溝であれば市（建設課）、農業用水路であれば市（農林振興課）、雨水幹線（都市下水路）であれば市（上下水道課）、私有地に挟まれた水路であれば市（農林振興課、建設課）もしくは地権者の管理になり、施設の破損等の補修は管理者が実施しますが、原因者が特定できる場合は、原因者に補修していただくこともあります。</p> <p>しかし、全ての水路等について市で除草などを実施することは現実的ではありませんので、維持管理については、受益者である近隣の皆さまにより道路環境美化の際などに実施していただいているところです。今後ともご協力よろしく願いいたします。</p>

